

防府市妊婦支援給付金給付事業の実施に関する事務取扱要綱

令和7年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「規則」という。）に基づく妊婦のための支援給付事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び規則の例による。

(事業開始日)

第3条 事業開始日は、令和7年4月1日とする。

(支給対象者)

第4条 妊婦のための支援給付は、第6条に規定する申請時又は第7条に規定する届出時に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による本市の住民基本台帳に登録されている妊婦を対象とする。

(支給内容)

第5条 妊婦支援給付金（以下「給付金」という。）のうち、給付金（1回目）については、次条に規定する妊婦給付認定（以下「給付認定」という。）後に5万円を、給付金（2回目）については、第7条に規定する届出により確認できた胎児の数に5万円を乗じた額を支給する。

ただし、給付認定の原因となった妊娠と同一の妊娠を原因として、令和6年度出産・子育て応援交付金を財源とした給付を受けた場合は給付金を給付しないものとする。

2 次条の規定による給付認定を受けた者（以下「給付認定者」という。）が当該認定の原因となった妊娠と同一の妊娠を原因として他の市町村から給付金の支給を受けた場合には、当該給付認定者が本市から支払を受けることができる給付金の額は、前項に規定する額から当該他の市町村から支払を受けた額を控除した額とする。

3 給付金の支給は、給付認定者が指定する銀行その他金融機関の預金又は貯金口座への振込みの方法によるものとする。ただし、給付認定者が金融機関

に口座を開設できない等の理由により振込による支給が困難であると市長が認める場合に限り、給付認定者へ本市が当該窓口で現金を支給するものとする。

(妊婦給付認定の申請)

第6条 給付金の支給を受けようとする妊婦は、妊婦のための支援給付を受ける資格の認定を受けるため、妊婦給付認定申請書（様式第1号）を市長に提出し、給付認定を受けるものとする。

2 市長は、前項の認定をした場合は、妊婦給付認定通知書（様式第2号）又は妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書（様式第3号。以下「給付認定兼支払通知書」という。）により、却下した場合は、妊婦給付認定申請却下通知書（様式第4号）によりその旨を当該妊婦へ通知するものとする。

(胎児の数の届出)

第7条 給付認定者が2回目の給付金を受けようとするときは、胎児の数の届出書（様式第5号。以下「届出書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の届出書より胎児の数を確認後、給付認定兼支払通知書又は妊婦支援給付金支払通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(申請等の期限)

第8条 第6条第1項の申請は、産科医療機関等で妊娠が確定した日を起算日とし、2年を経過した日の前日までに申請しなければならない。

2 前条第1項の届出書は、出産予定日の8週間前の日（出産予定日の8週間前の日以前に死産し、又は流産した場合はその日）を起算日として2年を経過した日の前日までに市長に届出しなければならない。

(妊婦給付認定の取消し)

第9条 給付認定者が本市以外に住所を有するに至ったと認めるときは、本市の給付認定は自動的に取り消される。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により妊婦支援給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った妊婦支援給付金の返還を求める。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式 1 号（第 6 条関係）

妊婦給付認定申請書

（宛先）防府市長

妊婦給付認定の資格を有するため妊婦給付認定の申請をします。

1 申請者情報

申請日 年 月 日

※転入者（妊婦・乳幼児）届出または妊娠届出が同日に行われる場合のみチェックによる省略可
●転入者（妊婦・乳幼児）届出書と同じ (チェック欄) → 個人番号の記入へ進む
●妊娠届出書と同じ (チェック欄) → 2へ進む

ふりがな			年齢		職業	
氏名						
電話番号						
現住所	〒					
妊娠届出日	年	月	日	妊娠週数	週	

※妊娠週数は妊娠届出時のみ記載

個人番号

2 妊娠に関して診療を受けている（いた）医療機関の情報

※転入者（妊婦）届出または妊娠届出が同日に行われる場合のみチェックによる省略可
●転入者（妊婦）届出書と同じ (チェック欄)
●妊娠届出書と同じ (チェック欄)

医療機関等の名称		
医師又は助産師の氏名		

裏面あり

3 妊婦支援給付金の支給

妊娠支援給付金（1回目）の支給（5万円）を

希望します。



他の市町村で、1回目の支給（5万円）を受けていません。

※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することができます。

既に防府市又は他市町村で1回目の支給（5万円）を受け
ています。

※出産・子育て応援給付金（出産応援ギフト）を受けている場合も含みます。

（支給市町村名： ）

希望しません。

4 振込先口座 ※妊婦名義の口座のみ有効

金融機関名							本・支店名	
銀行・信用金庫 信用組合・農協・漁協							本・支店 本・支所 出張所	
口座種別							口座名義(カタカナ)	
1 普通	2 当座							

妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署名

署名日 年 月 日

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

防府市長

妊婦給付認定通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、
認定しましたので通知します。

※ 子ども・子育て支援法及び防府市妊婦支援給付金給付事業の実施に関する事務取扱要綱の規定に基づき、妊婦給付認定後に防府市外に転出した場合には防府市の妊婦支援給付認定は自動的に取り消されます。なお、転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

注1 この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第4条の規定により市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この文書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に行政事件訴訟法の規定により防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号（第6条、第7条関係）

第 号
年 月 日

様

防府市長

妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書

年 月 日 付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、
認定しましたので通知します。

また、妊婦支援給付金（1回目・2回目）の支給について、次のとおり支払
いますので通知します。

記

1 支払予定日 年 月 日

2 支払金額 円

※ 子ども・子育て支援法及び防府市妊婦支援給付金給付事業の実施に関する事務取扱要
綱の規定に基づき、妊婦給付認定後に防府市外に転出した場合には防府市の妊婦支援給
付認定は自動的に取り消されます。なお、転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合
には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

注1 この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
に、行政不服審査法第4条の規定により市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、こ
の文書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して
1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内
に行政事件訴訟法の規定により防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができ
ませんが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行
又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経な
いことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月
日

様

防府市長

妊婦給付認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、
次の理由で申請を却下しましたので通知します。

記

却下した理由

注1 この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第4条の規定により市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この文書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に行政事件訴訟法の規定により防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

胎児の数の届出書

（宛先）防府市長

1 届出者情報

		届出日	年	月	日
ふりがな		生年 月日	年	月	日
氏名					
電話番号					
住所地					

2 胎児の数：_____人

3 妊娠に関して胎児の数の確認を受けた医療機関の情報

医療機関の名称	
---------	--

4 妊婦支援給付金の支給

妊娠支援給付金（2回目）の支給（胎児の数×5万円）を

希望します。



他の市町村で、2回目の支給（胎児の数×5万円）を受けていません。

※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することができます。

希望しません。

5 振込先口座 ※妊婦名義の口座のみ有効

金融機関名							本・支店名
銀行・信用金庫 信用組合・農協・漁協							本・支店 本・支所 出張所
口座種別		口座番号(右詰で記入)					口座名義(カタカナ)
1 普通・2 当座							

様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

防府市長

妊婦支援給付金支払通知書

妊婦支援給付金（1回目・2回目）については、次のとおり支払いますので
通知します。

記

1 支払予定日 年 月 日

2 支 払 金 額 円